

大学評価学会通信

目次

◆ 「無償教育の漸進的導入」原則に反する現政権による 「高等教育無償化」策に関する声明	1
◆ 理事会の報告	4
◆ 研究会の報告	6
◆ 年報14号刊行について	8

2018年10月17日

「無償教育の漸進的導入」原則に反する 現政権による「高等教育無償化」策に関する声明

大学評価学会共同代表理事
岡山 茂（早稲田大学）
日永龍彦（山梨大学）
同学会副代表理事
井上千一（大阪人間科学大学）
西垣順子（大阪市立大学）
光本 滋（北海道大学）

1.

大学評価学会は、大学評価の基準となるべき大学のあり方と社会的役割を、経済的視点のみならず社会的、国際的、市民的、地域的などの視点に立って研究し、学生の発達保障が大学評価の基本に位置づく必要があるとの認識のもとに、大学評価論を深めてきた。学生の発達を保障する高等教育は、人権としての高等教育と言い換えてもよい。人権としての高等教育を実現するためには、大学は現代社会における多様な高等教育要求を受け止めることができなければならない。

このような考え方により、本学会は設立当初から、国際人権規約をはじめとする国連人権法を検討し、これにもとづく大学評価および評価基準を研究することを研究課題の一つとしてきた。とりわけ国際人権規約における「無償高等教育の漸進的導入」原則は人権としての高等教育の基本的条件であることから、国際人権A規約13条問題特別委員会を組織し、日本政府の同原則の留保撤回、および無償高等教育の実現に向けた内外への研究成果の発信、関係機関への要請等に努めてきた。日本政府が国際人権A規約13条2項(b)(c)の留保を撤回して以降は、ようやく実現への展望が大きく開けた「無償高等教育」

がどのように具体化していくのか関心を持ち、理論的・実践的研究を継続してきた。

ところが、政府は今日に至ってもなお高等教育の費用負担に関する考え方をあらためていない。その一方で、2017年、人的資本への投資の観点から「高等教育無償化」という名の施策を実施する方針を示した。政府の言う「高等教育無償化」は、人権としての高等教育の理念とは相容れない。そればかりか、施策の内容にも数々の問題をはらんでおり、「無償高等教育」の実現を遠ざける危険すらある。

2.

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(2018年6月15日)において、2020年4月から「高等教育無償化」を実施する方針を固めた。中央教育審議会の議論によると、制度の骨子は次のようなものである。

- ①授業料減免：住民税非課税世帯（年収270万未満）を対象に、国立大学は、授業料（標準額）を免除する。公立大学は、国立大学授業料を上限として免除する。私立大学は、国立大学授業料にくわえて私立大学平均授業料と国立大学授業料との差額の1/2を上限として免除する。
- ②給付型奨学金：上記の授業料減免に加え、住民税非課税世帯を対象に、学業に専念するために生活費相当額を支給する。
- ③支援対象者の受給要件：進学前は、成績だけでなく「学習意欲」も確認する。入学後は、「学習状況」を毎年確認、成績が2年連続で下位4分の1の場合は打ち切りを行う。
- ④支援対象となる大学の要件：実務経験のある教員による授業が卒業単位数の1割以上であること、理事に産業界等の外部人材を複数任命していること、成績評価基準を定めるなど「厳格な成績管理」を実施・公表していること、法令に則り財務・経営情報を開示していること。

これらの内容の基本は、すでに2017年12月の閣議決定「新しい経済政策パッケージ」において示されていた。「人への投資」の観点から、幼児教育、初等中等教育、高等教育、そして成人に至るまでの教育を再編していこうとするものである。このなかで、「高等教育無償化」は、「大学改革」「アクセスの機会均等」「教育研究の質の向上」を一体的に推進しようとする政策の一環と位置づけられている。

3.

私たちは、政府が導入しようとしている「高等教育無償化」には次のような基本的な問題があると考ええる。

(1) 対象となる学生は種々の制約を受ける

国際人権A規約第13条1項は、教育に関する権利を精神的自由の保障の一環にとらえ、内容の妥当性を考慮すべきとしている。また、このような教育にアクセスする権利を無差別に保障すべきとしている。

ところが、政府の「高等教育無償化」は、対象となる「高等教育」にいくつかの条件をつけ、当政策の対象となる学生の学習内容を限定・制限している。「無償化」の方法

も、ごく一部の者の授業料の「減免」である。国際人権法がめざす、人権としての高等教育を普遍的に保障していこうとするものとは異質だと言わなければならない。

(2) 大学評価の自律性を阻害する

政府の「高等教育無償化」は、対象となる学習内容の他に、対象となる学生と対象となる教育機関にそれぞれ条件を設けている。学生には成績下位にならないことを経済的支援継続の条件にし、教育機関には、学外理事を複数置くことや情報公開を求めるという。

履修した授業科目の単位を認定すべきか、学生の修学継続を認めるかなどは、教育的な判断によるべきことである。それらが適切に行われているかは、授業担当教員の専門的見地、学生の修学に関する教職員の情報共有と援助、高等教育に関する自己評価や第三者評価などによって判定されなければならない。これらに関して、「高等教育無償化」と絡めて一律の基準を設けたり、妥当性の疑わしい要件をつくることは、大学評価の健全な発展を阻害するのみならず、学生の科目履修のあり方にも悪影響を与える可能性のあるものである。

また、教育機関の経営のあり方と「高等教育無償化」を絡めることにも問題がある。確かに、学校設置者の経営の健全性に関しては、経営層の権力の濫用、官僚との癒着、不正などが明るみに出ており、社会的な関心と批判が高まっている。とはいえ、重要なことは、経営の健全性確保のために設けられている法令や管理運営のしくみを適切に機能させること、その条件となる組織内の共同性や風通しのよさなどであって、機械的に外部理事の人数を規定するなど、政府の言う「大学改革」を求めることではない。まして、各教育機関の経営上の責任問題を、学生の学費負担軽減可能性に反映させるべきではない。

(3) 大学界の声にも耳を傾けようとしない

政府のいう「高等教育無償化」に関しては、大学界においても疑問や批判的な見解が少なくない（日本私立大学団体連合会「高等教育の機会均等に関する要望」2018年2月、国立大学協会会長「高等教育無償化（負担軽減）について（声明）」2018年3月8日、「政府の要件7割反対 国立大「筋通らず」」『毎日新聞』2018年5月17日、日本私立大学連盟「高等教育政策に対する私大連の見解」2018年9月14日など）。にもかかわらず、政府はこれらの声を取り入れた検討を行っていない。

ここにも、従来から一度も高等教育を人権として認めることをせず、もっぱら人的資本への投資の観点から高等教育費の負担のあり方を決めてきた政府の姿勢があらわれている。

大学評価学会理事会は、人権としての高等教育の基盤となる「無償教育の漸進的導入」原則に反する「高等教育無償化」に異議を表明する。そして、政府方針を抜本的に転換し、「無償教育の漸進的導入」原則に基づくアクション・プランの策定など、適切な施策の実施に向けた検討に入ることを求める。

以上

理 事 会 報 告

大学評価学会第Ⅶ期第2回理事会

日 時：2018年9月15日（土）10時30分～12時20分

場 所：早稲田大学・早稲田キャンパス3号館/3-909実習室

出 席：安東、井上、岡山、小池、小山、菊池、西垣、日永、深野、松下、村上、米津、渡部

委 任：光本、石渡、藤原、水谷 （理事総数20人、出席13人、委任4人）

幹 事：1人出席

【報告事項】

1. 活動報告について（2018年3-8月）・・・細川
2. 予算の執行状況について・・・細川
3. 学会年報について（14号、15号）・・・日永
4. シリーズ本8巻の準備状況について・・・日永

【審議事項】

1. 会員の異動について
 - ・入・退会の承認
2. 活動計画について（2018年9月～）
 - ・第56回研究会（12月8日（土）、愛知工業大学本山キャンパスにて開催）
 - ・徳島県つるぎ町で開催する企画の準備状況について報告
3. 第16回全国大会@神戸大学（2019.3.2-3.）について
 - ・準備状況の報告
 - ・会場費用軽減のため、1日目は無料公開企画、2日目は学会大会とする
 - ・学会大会は、課題研究、自由研究発表、総会、ポスターセッションを行う
4. 第17回全国大会について
 - ・桜美林大学で開催する
 - ・今後、大会開催1年半前に開催校を決定し実行委員会を設置することを確認
5. シリーズ本について
 - ・第8巻の活用方法に関する意見交換
 - ・第9巻の企画の承認、発行形態の変更を確認
6. 学会刊行物の保管について
7. その他
 - ・「『無償教育の漸進的導入』原則に反する『高等教育無償化』に関する声明」について理事・幹事のメーリングリストで意見集約することを確認

以上

大学評価学会第Ⅶ期第3回理事会

日 時：2018年12月8日（土）10時～12時

場 所：愛知工業大学・本山キャンパス

出 席：岡山・日永・西垣・光本・安東・石渡・川口・小池・小山・深野・松下・村上・
渡部

委 任：井上・片山・菊池（深野理事に委任）・藤原・水谷・米津
（理事総数20人、出席13人、委任6人）

幹 事：2人出席

【前回議事録案の確認】

【報告事項】

1. 活動報告について（2018年9-12月）・・・細川
2. 予算の執行状況について・・・細川
3. 学会年報について（14号、15号）・・・日永
4. シリーズ本8巻の刊行について・・・日永

【審議事項】

1. 会員の異動(資料1 参照)
 - ・ 入・退会の承認、内規3にもとづく除籍にむけての対応を了承
2. 活動計画について（2018年12月～）
 - ・ つるぎ町の企画について
3. 第16回全国大会@神戸大学（2019.3.2-3.）について
 - ・ 3月2日・3日の準備状況について
 - ・ 3月3日の時間配分・教室の割振りについて
 - ・ 理事会側大会実行委員の選出（日永・西垣・水谷）
 - ・ 大会テーマに盛り込むキーワードについて意見交換を行い、それを参考に実行委員会が大会テーマを確定する
4. 第17回全国大会について
 - ・ 実行委員会を関東地区の理事（岡山・石渡・菊池・小池・小山）および日永で構成
5. シリーズ本第9巻編集委員会の設置等について
 - ・ 西垣・米津・日永の3名で構成
6. 学会通信の作成について
 - ・ 提案通り作成し、年報14号、第16回大会プログラムとともに送付
7. 大学改革支援・学位授与機構からの「国立大学教育研究評価委員会専門委員及び機関別評価委員会専門委員の候補者の推薦について（依頼）」への対応について
 - ・ 正副代表理事で候補者を選定し、了解を得られた会員を候補者として推薦
8. 声明に関する意見の確認と今後の取り扱いについて
 - ・ 正副代表理事が今後社会に向けて発信することを承認

以上

研究会報告

大学評価学会 第54回・第55回研究会の報告

【第54回研究会】

日 時：2018年7月22日（日）午後1時半～5時

場 所：キャンパスプラザ京都6F（龍谷大学サテライト教室）

次 第：1）深野 政之（大阪府立大学）

大学職員の内発性に基づく役割モデルの再構築——科研共同研究の構想

2）近藤真理子（太成学院大学）

通信制高校での学びの機会の現状と大学での「リメディアル」の課題

3）岡山 茂（早稲田大学）

マクロン政権下の教育改革——いまフランスの大学で何が起きているのか

第5回田中昌人記念学会賞の副賞贈呈式（受賞者：光本・村上会員）に引き続いて、第54回研究会が開催されました。第一報告は、深野会員が代表となって採択された科研費共同研究の構想発表でした。第二報告は新入会の近藤会員による報告であり、同じ領域・問題関心の会員もいることから今後の研究の発展が期待されます。第三報告は岡山共同代表による発表で、予定されている留学研修で深めるご予定の問題意識につながる報告でした。

【第55回研究会】

日 時：2018年9月15日（土）午後1時半～5時

場 所：早稲田キャンパス3号館／3-909実習室

次 第：1）中田 晃（公立大学協会／放送大学大学院）

新たな認証評価機関の評価システムについて

2）細川 孝（龍谷大学）

学生の学習権と「大学の自治」

3）西川 治（神奈川総合法律事務所）・戸塚悦朗（元龍谷大学）

渡部昭男（神戸大学）・細川 孝（龍谷大学）

渡部：国際人権規約と教育無償化の理念

西川：奨学金破産～「破産予備軍」把握の試み～

戸塚：奨学金破産と漸進的無償化

～日本弁護士連合会及び各弁護士会の意見書等の分析から～

第55回研究会は、9月修了者への学位授与式が行われている早稲田大学で開催されました。第一報告は、公立大学法人評価に焦点をあてながら新たな認証評価機関の評価システムを探るものでした。第二報告は、ある高等教育機関における人権救済事案を素材に学生の学習権と「大学の自治」について考察したものです。第三報告は、国際人権A規約13条の「教育への権利Right to Education」の法理から奨学金破産とその救済、さらには漸進的無償化立法への方途を展望するものでした。

（いずれも、参加者は約20名で、終了後は懇親会がありました。）

【文責・渡部】



大学評価学会 第56回研究会の報告

日 時：2018年12月8日（土）午後1時半～5時

場 所：愛知工業大学 本山キャンパス3階（講義室2）

次 第：1）津田 道明（元日本福祉大学）

信州における日本福祉大の高大連携・社会連携と「評価」の問題

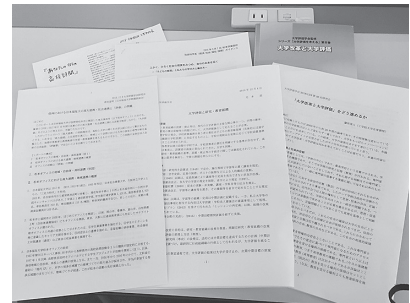
2）光本 滋（北海道大学）

大学評価と研究・教育組織

3）蔵原 清人（工学院大学〔名誉〕）

「大学改革と大学評価」をどう進めるか

第56回研究会は、川口洋誉理事のお世話で地下鉄本山駅すぐの愛知工業大学本山キャンパスで開催され、20名弱が集いました。第一報告は、日本福祉大学が長野県松本市に開設した地方事務所（松本オフィス）における津田会員の10年間の活動の中の高大連携・社会連携に関わる活動を検討しながら「大学評価」をどのように考えるかを論じたものでした。第二報告は、光本会員（招聘された中国講演を終えて帰国したばかり）による報告で、研究・教育組織の設置・廃止等は現代の大学評価の主要な関心事の一つであり、学問の継承・高等教育の機会保障等の問題に対して大学評価論から応えることが必要との問題意識に立ったものでした。第三報告は、蔵原顧問がシリーズ本第8巻『大学改革と大学評価』にも触れながら、大学の意義と社会的役割、大学自治と大学評価、評価の基本、大学の何をのぼすのか、という展開でPPTスライドを用いて報告しました。終了後には名古屋らしいメニューの懇親会がありました。
[文責・渡部]



寄贈本の一覧

- ・三輪定宣『無償教育と国際人権規約 ― 未来をひらく人類史の潮流』新日本出版社、2018年8月（※ 雑誌『経済』2019年1月号、新日本出版社に細川孝会員による書評が掲載されています）。



会費納入のお願い

2018年度（2018年3月1日～2019年2月28日）の学会年会費をすでに請求させていただいております。年度末が近づいてきましたので、年度内の納入にご協力ください。過年度分が未納の方につきましては、2018年度分とあわせてお支払いいただきますようお願いいたします。ご不明な点は、事務局・細川（hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）までお願いいたします。

年報14号刊行遅延のお詫び

第6期・第7期年報編集委員長 日永龍彦

大学評価学会年報14号『現代社会と大学評価 大学評価のリアリティーグローバル化とローカル化のはざまで』は、例年の刊行予定（7月）から大きく遅延し、2019年1月20日に刊行の運びとなりました。ご執筆いただいた皆さま、編集にご協力いただいた第6期・第7期編集委員の皆さまに厚く御礼申し上げます。

他方、編集スケジュール管理の甘さから、このように大幅な刊行遅延に至ったことについて、第6期・第7期年報編集委員長として深くおわびいたします。今後、年報編集にかかる規程等に刊行スケジュールを明示するよう改正をするとともに、定期発行を確実なものとするよう努めたいと思います。

引き続きよろしくお願いいたします。

第6期・第7期年報編集委員長 日永龍彦

【大学評価学会の日誌】

2018年7月22日（日）第54回研究会（キャンパスプラザ京都）

9月15日（土）第55回研究会（早稲田大学・早稲田キャンパス）

第Ⅶ期第2回理事会（ 〃 ）

12月8日（土）第56回研究会（愛知工業大学・本山キャンパス）

第Ⅶ期第3回理事会（ 〃 ）

<予定>

2019年3月2日（土）全国大会「プレ企画」、第Ⅶ期第4回理事会、懇親会、（神戸大学 発達科学部）※ 「プレ企画」については、同封の案内をご覧ください。

3月3日（日）第16回全国大会・第Ⅶ期第5回理事会・会員総会（ 〃 ）

編集・発行：大学評価学会

〈学会事務局〉 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11 神戸大学
発達科学部 渡部昭男研究室
Tel/Fax：078(803)7726（渡部）
e-mail:akiowntnb@port.kobe-u.ac.jp

〈事務連絡先〉 〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学
（会費・発送・HP管理） 経営学部 細川孝研究室
Tel/Fax：075(645)8634（細川）
e-mail: hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp
URL：<http://www.unive.jp/>

〈会費納入先〉 郵便振替口座番号：00950-4-296005 名称：大学評価学会
